

庄内町教育委員会議事録

## 令和元年第 8 回定例会

令和元年 7 月 30 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和元年第8回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和元年7月30日(火)
  - 開会 午後3時05分
  - 閉会 午後4時07分
- 2 会議場所 庄内町役場立川総合支所 第二会議室
- 3 内 容
  - 1 開 会
  - 2 議事録承認  
令和元年第7回定例会議事録
  - 3 報 告
    - (1) 経過報告
    - (2) 庄内町外国語指導助手の次期任命予定者について
    - (3) 令和元年度計画訪問について
    - (4) その他
  - 4 付議事件
    - 日程第1 議案第23号 庄内町教育委員会職員の人事発令について
    - 日程第2 議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
    - 日程第3 議案第25号 令和2年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について
    - 日程第4 議案第26号 庄内町子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について
  - 5 その他
    - (1) 第9回教育委員会定例会の開催について  
日時：令和元年8月27日(火)午後2時00分  
場所：立川総合支所3階 第二会議室
    - (2) その他
  - 6 閉 会
- 4 出席者
 

教育長	菅原 正志
教育委員	今野 悦次(第一職務代理者)
教育委員	梅木 均(第二職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ
教育委員	齊藤 雅子
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者
 

教育課長	佐藤 美枝
社会教育課長	上野 英一
指導主事	高橋 一枝
指導主事	富山 裕二
教育課主査兼学校教育係長	清野 美保
社会教育課主査兼図書館係長	佐藤 晃子
教育施設係長	押切 崇寛
文化スポーツ推進係長	池田 省三
教育課長補佐兼教育総務係長	佐藤 貢

開 会	(午後3時05分)
教育長	それでは令和元年第8回庄内町教育委員会定例会を開会します。2議事録承認に移ります。令和元年第7回定例会議事録について、何か訂正や加筆などがあればお願いいたします。
委員	〔質疑の声なく〕
教育長	よろしいですか。令和元年第7回定例会議事録の同意を確認し、3報告(1)経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(経過報告資料1に基づき説明する。)
教育長	出欠席について何か間違いがあればお願いいたします。なお、教育委員の皆さんには今回までに大きな事業や講演会等でたくさん参加協力いただき大変有難うございました。よろしいですか。それでは次に移ります。報告(2)庄内町外国語指導助手の次期任命予定者について説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。) 任期について補足説明する。来日した当初は、身分が庄内町の非常勤特別職の扱いであるが、令和2年度からは身分が会計年度職員に移行することになることから、3月31日までは非常勤特別職としての前半任期で4月1日からは会計年度職員としての後半任期となり、改めて任命することになるため、期間を分けた任期となっています。
教育長	赴任してきた時に私たちは彼の名を何と呼んだらいいのですか。
清野主査兼学校教育係長	ご本人は、フォルサムで印鑑を作ってもらいたいとの希望ですので、おそらくフォルサムさんと呼ぶことになるのだと思っております。しかし、呼び名としてはティム先生となるのかもしれませんが。
教育長	赴任してきてから何と呼ばばよいのか相談しましょう。生年月日は記載がありますので分かりますが、何歳ですか。
清野主査兼学校教育係長	来日した時で26歳です。
教育長	日本語は大丈夫ですか。
清野主査兼学校教育係長	初歩的な日本語はできるようです。
梅木委員	アメリカの何州の出身なのですか。
清野主査兼学校教育係長	バージニア州の出身です。
教育長	どの様な人なのでしょう。
清野主査兼学校教育係長	今は中国人学校で英語を教えているようです。教えることに対してはある程度の経験がある方ようです。
教育長	日本に来るのは初めてなのですか。
清野主査兼学校教育係長	日本には何度か旅行で来ているようですが、大きな都市だけのようです。
教育長	何か他に聞きたいことはございませんか。
今野委員	前回の時は、免許のことや移動手段としての乗用車のことの話があったのですが、今回そのことはどうなっているのですか。
清野主査兼学校教育係長	国際免許を取得して来日することは確認しています。やはり自分の車を持ちたいという希望があるので、こちらへ来たら車の手続き等で手伝いをしなければいけないと思っております。
今野委員	その場合は、あくまでも自費で行うことになるのですね。

清野主査兼学校教育係長	はい。自費での負担になります。
教育長	いつ来ることになるのですか。
清野主査兼学校教育係長	日本に来日するのが8月4日なのですが、直後に全国に配属されるALTの皆さんとのオリエンテーションが2泊3日で開催されるので、庄内空港に来るのが8月7日の午後の便になります。
教育長	よろしいですか。それでは報告(2)を終了し、報告(3)令和元年度計画訪問について説明をお願いします。
上野社会教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	8月21日の計画訪問の対応について委員の皆さんはご都合いかがですか。
委員	各委員対応可能との返答あり
教育長	全委員出席ということでお願いしたいと思います。何か他に報告事項はありますか。よろしいですか。では、4付議事件に移ります。日程第1議案第23号庄内町教育委員会職員の人事発令について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	これは人事案件でございますので、討論を省略し採決いたします。議案第23号庄内町教育委員会職員の人事発令についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第23号庄内町教育委員会職員の人事発令については原案のとおり可決されました。引き続き日程第2議案第24号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	委員の皆さんに配布されているのは、最終的な文言訂正をしていないものが入っているのですね。内容の趣旨は変えずに微調整して公表するということですね。
佐藤教育課長	例えば、文字が1字空いている箇所がありますので、体裁を整えるということでそこは詰めたいと思います。
教育長	先程の懇談会の結果を受けて整えるということですね。内容については変えないということですね。
佐藤教育課長	内容は変えません。
教育長	文字間が1字空いている箇所はどこですか。
佐藤教育課長	7頁の上から3行目と4行目の2箇所を詰めたいと思います。その他に皆さんから誤り等の気付いたところがあれば伺いたと思います。
教育長	文言等で気になるところがあればお願いします。
押切教育施設係長	7頁の「EV」をカタカナ表記にした方がよいと思います。
教育長	「EV」を「エレベーター」へ訂正をお願いいたします。それでは議案第24号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第24号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については原案のとおり可決されました。日程第3議案第25号令和2年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてを議題とします。説明をお願いします。

高橋指導主事	(資料に基づき説明する。)
	<p>訂正を述べる。1枚目の小学校6年生社会の歴史編で教科書番号「601」を「602」への番号訂正を発言する。小学校の教科用図書は来年度から4年間使用する教科用図書の採択年となっています。県教育委員会から指定された本町と鶴岡市、三川町の1市2町の教育委員、教育長及び保護者代表等で構成される田川地区教科用図書採択協議会を開催し、採択することになっています。この度の採択協議会は5月14日と7月18日の2回開催し、十分な協議を経て採択案が決定されています。採択理由については、採択する教科用図書の選定に当たり、各種目で共通観点と独自観点を設定して検討しています。共通観点の一つは、地域や児童の実態に応じた内容構成、配列等への配慮、ユニバーサルデザインの配慮等を含むこと。二つ目は、児童の学習意欲を高める資料やレイアウト等の工夫があること。三つ目は、基礎、基本の定着と思考力、判断力及び表現力の育成のための工夫、言語活動の充実への配慮があること。以上の3点となっています。また独自観点は、教科の特性に応じて1から2観点を設定しています。(以後、小学校の各種目の採択理由についての具体的な説明。)</p> <p>中学校の教科用図書については、平成27年度に採択され、平成28年度から本年度まで継続使用してきましたが、来年度の1年間のみ使用する道徳を除く教科用図書の選定をしています。採択協議会については小学校と同様に開催し協議され採択案が決定されています。採択理由については、中学校の新学習指導要領に基づく学習が令和3年度からスタートするというので、この度はその隙間となる来年度1年間使用する教科用図書の採択をしています。採択に当たっては、文科省より平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、前回の平成27年度の採択における調査、研究の内容等を活用することも考えられると示されていることから、前回の選定資料と展示会による先生方からの意見などを基に選定することとしています。その結果、現在使用している教科書については、これまで重大な不都合が生じていないこと。各校ごと指導計画や関連教材などが準備されていること等の理由により、来年度使用する教科書については、引き続き現在使用している教科書を選定することとしています。</p> <p>小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、特別支援学級の児童、生徒の実態に合わせて使用可能な教科用図書を大枠として採択し、採択された教科用図書の別紙一覧の中から各学校で適切な教科用図書を使用できるようにするものです。具体的には次の四つ場合があります。一つ目は、先に説明したとおり当該学年の教科用図書を使用する場合。二つ目は、下学年の教科用図書を使用する場合。三つ目は、文部科学省が作成した☆印の教科用図書を使用する場合。四つ目は、今回資料には準備していませんが、別添一覧の一般用図書で教科書に代えることができるものと指定されたものを使用する場合の以上四つとなります。議案25号の説明については以上のとおりです。</p>
教育長	過日に展示会等もあったので、委員の皆さんには細部まで丁寧にご覧になっていただくことが出来なかったとしても何か印象に残ったこととか現在の教科書との違いなど気付かれたことがあればお願いします。
委員	特に質問や意見の声なく
教育長	よろしいですか。それでは議案第25号令和2年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり

教育長	議案第 25 号令和 2 年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択については原案のとおり可決されました。それでは日程第 4 議案第 26 号庄内町子ども読書活動推進計画（第三次）の策定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
上野社会教育課長	（当該議案の策定の趣旨及び提案理由等を説明する。）
佐藤主査兼図書館係長	（計画資料に基づき説明する。）
教育長	何か補足説明はございますか。
上野社会教育課長	ありません。
教育長	何か質問や意見はございますか。ここでよしとなればこの計画は動き出すということなのですね。
太田委員	意見ということで、第 4 章の乳幼児への取り組みのところで、以前子育て会議に出席した時に庄内町では 9 か月児健診育児相談時にブックスタートを始めるとあり、「それでは遅いのです。」とのお話がありました。お母さんが子どもを産んで本当に子どもがかわいいと心から寄り添う時期に始めるべきで、お母さんがスマホを手にする前に始めないとスマホを手にしてからでは子どももスマホへの興味が移ってしまうので、子どものブックスタートを始めるのは出来るだけ早い時期に始めた方がよいとの話がされました。その時に 9 か月からにする理由等も話されましたが、庄内町でも 3、4 か月の子どもの健診時ブックスタートすることが出来る形に持っていければいいなと思ったところです。もう 1 点は、図書館の本館で出来ることや各公民館との連携すること等が細かく計画されていて、本館の考え方が随所に載っていてすばらしい計画であると思っています。しかし、狩川公民館は公民館の図書館ではなく、図書館本館の一部としての分館として位置づけられているのですけれど、年齢別利用冊数の中に本館と分館の合計冊数として、分館という言葉が出てきていますが、それ以外に見当たらなかったと思います。分館の立場とか位置づけが計画の中に出てきたらいいなと思ったので、「分館を含む」とか括弧書きでもいいと思いますが、もっと分館の立場というものを計画に記載していただいたらいいなと思いました。
教育長	今あったブックスタートの件と分館の件について説明ください。
佐藤主査兼図書館係長	ブックスタートについては、私の記憶では平成 14 年度位から保健センターとタイアップしてブックスタート事業に取り組んでいます。事業当初は 3、4 か月からの取り組みとしてスタートさせていましたが、保健センターでの健診の内容やそれに付随する保護者の方との時間的な配分等もあり、途中から 9 か月に変更になったという経過がございますが、確かにブックスタートのことだけを考えれば、もう少し早い時期から取り組みをスタートさせてもいいのかなと考えます。これについては、図書館サイドだけでは決めることが出来なくて、保健センターとの健診の部分との時間配分とかを十分に協議しながら決定しなければいけませんので、これは貴重な意見として、なお一層保健センター（保健福祉課）と調整を図り、もう少し早い段階でブックスタートに取り組むことが出来るように検討していきたいと思っています。分館については、計画の中から文言的に読み取れないということは、お話を聞いてもっともだと思ったところです。今から調整を図って、分館という文言を入れることが出来るかどうかを持ち帰って考えなければいけません。認識としては本館に特化した計画ではないので、全町にこの計画を浸透させていくには、分館というところも重

	<p>要なキーステーションであると捉えて、この計画の中に入れることが可能かどうか検討したいと思います。</p>
教育長	<p>課長はこのことについてどう考えていますか。</p>
上野社会教育課長	<p>当然、指摘されたことはもっとだと思いますので、分館の記載は入れた方がいいと思います。一旦、この計画では分館の表記に係る部分以外は認めていただいて、分館の文言表記に係る部分の修正を差し替えることでお願いできればと思います。</p>
教育長	<p>分館のあり方について現在をどの様に捉えて計画に盛り込んでいく考えですか。</p>
佐藤主査兼図書館係長	<p>立川地域の子ども達を取り巻く読書環境という面では、分館の存在は非常に大きいものと思っております。分館応援団の皆さんからいろいろな場面で子ども達を支えていただいていることは認識していますので、その部分がきちんと読み取れる文言を明示する。或いは、分館という言葉を引きちんと挿入していくという事で考えています。これからこの計画を冊子という形にして、以後5年間は各教育現場の先生方からも子ども達への指導のために活用していただくための非常に重要な計画となりますので、分館の文言表記部分を訂正したものをお渡しできればと思います。</p>
上野社会教育課長	<p>次回の定例会ではスケジュール的には間に合わないの、本日この計画は議決していただく必要があるのですが、内容につきましては改めて分館部分の記載を入れ訂正したものと差し替えということでお願いしたいと思っています。</p>
教育長	<p>スケジュール的には、これ以後に完了するまで時間が殆どないということなので、今この計画を採決いただいて、分館に係る部分は追って訂正の差し替えを皆さんから確認いただきたいと考えます。その様な対応としてよろしいですか。その他に何かございませんか。新図書館に係ることはこの計画年次には入らないのですか。それからもう1点は、立川庁舎の利活用を検討していて、分館そのものが立川庁舎へ移る可能性があるの、そのことはこの計画に影響はないのですか。</p>
佐藤主査兼図書館係長	<p>あえてその部分については計画の中では明言化しているところはありません。</p>
教育長	<p>図書館の機能とか分館の場所が特別変わったからと言って、計画には影響がないと考えていいのですか。どうですか。よろしいですか。</p>
今野委員	<p>「家読（うちどく）」ということは前から出ていたので、知る人は知るのだと思いますが、丁寧であればルビがあった方が良くと思います。やはり「いえどく」と読まれる方がいるのだと思います。</p>
梅木委員	<p>「家読（うちどく）」の記載はどこにありますか。</p>
今野委員	<p>2頁の上から7行目のまとめの段で『全町的な「家読」』のところなどは、知らない人はやはり「いえどく」とう読み方をする人が多いかと思っておりますので、ルビがあった方がいいかなと思います。</p>
佐藤主査兼図書館係長	<p>実は、計画書の1頁目に初めて出てきます。1頁目の本文下から2行目に「うちどく」と括弧書きをし、なお注釈3を入れて説明しているところです。それ以降は、ルビを全て外させていただいたところです。</p>
今野委員	<p>分かりました。そういうことですね。</p>
教育長	<p>今回、この計画書への記載については、その様な対応としているので認識いただければと思います。今後、それぞれ読書活動を進める中で常に「うちどく」とルビを振って皆さんが「家読（うちどく）」に馴染むように進めていければいい</p>

	のだと思います。計画書そのものはこの形で良いのかなと思っています。
梅木委員	24 頁の下から 7 行目の「新たな図書館像」の提案のところの※印 5 とありますが、※印 4 ではないのですか。
佐藤主査兼図書館係長	誤りですので、そこは訂正させていただきたいと思います。
教育長	他に気付いた点はございませんか。
今野委員	計画書の最後アンケートについては、あくまで資料ということなのですか。
佐藤主査兼図書館係長	はい、そうです。
教育長	他にございませんか。それでは先程の分館の件と注釈の誤りを訂正する意味も含めて、議案第 26 号庄内町子ども読書活動推進計画（第三次）の策定については、分館部分及び注釈誤りの修正を差し替える等の付帯条件をつけて可決することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」
教育長	議案第 26 号庄内町子ども読書活動推進計画（第三次）の策定については、分館についての項目を追記すること及び 1 箇所の誤りを訂正することの条件を含めて可決いたします。それでは 5 その他（1）次回第 9 回教育委員会定例会の開催については、令和元年 8 月 27 日火曜日午後 2 時からの開催としたいのですが、委員の皆さんのご都合はどうでしょうか。
委員	それぞれ「対応可能」の発言あり
	次回の教育委員会の開催については、予定する日程で開催することを確認し、（2）その他について事務局の説明をお願いします。
佐藤補佐兼教育総務係長	本日配布資料、第 63 回山形県市町村教育委員会大会への送迎等行程（案）について説明する。
教育長	この件について何かございますか。それではその他の連絡等何かございますか。
佐藤教育課長	教育委員のOB会を毎年開催しており、その日程調整ですが 9 月 27 日金曜日は皆さんご都合どうでしょうか。
今野委員	9 月のその頃は日程的に本町不在となるので参加できません。
教育長	はい、その他に何かございませんか。それでは以上をもちまして令和元年第 8 回教育委員会定例会を終了します。
閉会	（午後 4 時 07 分）